		低炭素建築物新築等計画 認定申請手数料(41)				低炭素建築物新築等計画 変更認定申請手数料(42)
添種		(41)			(42)	
付	別		住宅の戸数(戸) or 床面積(m ²)	番号	手数料額	手数料額
			一戸建ての住宅	ア(ア)	4,300	
			1 戸 超 ~ 5 戸 以内 5 戸 超 ~ 10 戸 以内	ア(イ)b	8,600	左記の金額の2分の1
適合証等有		#	10 豆 恝 25 豆 以由	<u>ア(イ)</u> c ア(イ)d	ア(イ) c 14,000 ア(イ) d 24,000	
	住宅	同	25 등 된 2. 50 등 반由	ア(イ)e ア(イ)f ア(イ)g ア(イ)h ア(イ)i	41,000	
		住	FO = +77 +00 = 11 +1		73,000	
		等	100 = 47 000 = 11 th		117.000	
			200 戸 超 ~ 300 戸 以内		147,000	
			300 戸 超 ~		157,000	
			~ 300 m² 以内	ア(ウ)b(a)	8,600	
		共用部分		ア(ウ)b(b) 16,000 既に認定を受けた部分は ア(ウ)b(c) 24,000 左記の金額の2分の1 ア(ウ)b(d) 73,000 + ア(ウ)b(e) 117,000 床面積が増加する部分は ア(ウ)b(f) 147,000 左記の金額と同一 ア(ウ)b(g) 184,000	16,000	既に認定を受けた部分は # #2の全額の2分の1
			0.000 m ² ±77 F.000 m ² l\lft			
			5,000 m² ‡2 ~ 10,000 m² l\lda			床面積が増加する部分は
			10,000 m 超 ~ 25,000 m 以内			
			25,000 ㎡ 超 ~			
	非住宅		~ 300 m 以内	ァ(ウ)c	8,600	既に認定を受けた部分は 左記の金額の2分の1 + 床面積が増加する部分は 左記の金額と同一
. 13		Ī	1,000 111 271		16,000	
		場等以外			24,000	
) (·))c	73,000 117,000	
					147,000	
			25.000 m 超 ~		184.000	
			~ 300 m ² 以内		8,600	
			300 ㎡ 超 ~ 1,000 ㎡ 以内	ア(ウ)d	16,000	既に認定を受けた部分は 左記の金額の2分の1 + 床面積が増加する部分は 左記の金額と同一
		፲	1,000 111 /2 2,000 111 /2(1)		24,000	
		場等			73,000	
			7		117,000	
			10,000 m ² 超 ~ 25,000 m ² 以内 25,000 m ² 超 ~		147,000 184,000	
_	\vdash		ー フラー	イ(ア)	31,000	
	住宅	共同住宅等	1 戸超 ~ 5 戸 以内	イ(イ)a	63,000	
				イ(イ)b		
			10 0 12 ~ 25 0 1101	1(1)c 1(1)d 1(1)e 1(1)f 1(1)g	125,000	左記の金額の2分の1
			25 户 超 ~50 户 以内		180,000	
					258,000	
					350,000 459,000	
			300 戸 超 ~ 戸	イ(イ)g イ(イ)h	539,000	
			~ 300 m ² 以内	イ(ウ)b(a) イ(ウ)b(b)	100,000	100,000 135,000 既に認定を受けた部分は
		#	300 ㎡ 超 ~ 1,000 ㎡ 以内		135,000	
			1,000 m 超 ~ 2,000 m 以内	イ(ウ)b(c)	165,000	
		部	, I 2.000 m 超 ~ 5.000 m 以内 I	イ(ウ)b(d) イ(ウ)b(e) イ(ウ)b(f)		
		分	5,000 m ² 超 ~ 10,000 m ² 以内 10,000 m ² 超 ~ 25,000 m ² 以内			
			25,000 m 超 ~	イ(ウ)b(g)		
無無	Н	╅	モ ~ 300 m 以内	イ(ウ)c(a) i	83,000	
	非住宅	工場等以外工場等以外	는 300 ㎡ 超 ~ 1,000 ㎡ 以内	イ(ウ)c(a) ii	106,000	
			」 1,000 m 超 ~ 2,000 m 以内	イ(ウ)c(a)iii	140,000	
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	イ(ウ)c(a)iv		
			5,000 m ² 超 ~ 10,000 m ² 以内 10,000 m ² 以内 10,000 m ² 超 ~ 25,000 m ² 以内	イ(ウ)c(a) v 296,000 イ(ウ)c(a) vi 356,000 既に認定を受けた部分は イ(ウ)c(a) vii 418,000 左記の金額の2分の1 イ(ウ)c(b) i 121,000 +		
			法 25,000 m 超 ~ 25,000 m 以内			左記の金額の2分の1
			モ ~ 300 ㎡ 未満			
			デ ~ 300 m 以内	イ(ウ)c(b)ii		
			ル 300 ㎡ 超 ~ 1,000 ㎡ 以内	イ(ウ)c(b)iii	279,000	500 左記の金額と同一 500 500 500 500
			建 1,000 m 超 ~ 2,000 m 以内	イ(ウ)c(b)iv イ(ウ)c(b) v イ(ウ)c(b) vi イ(ウ)c(b)vii イ(ウ)c(b)viii	338,000	
			物 2,000 ㎡ 超 ~ 5,000 ㎡ 以内		483,000	
			法 5,000 m ² 超 ~ 10,000 m ² 以内		595,000 704,000	
			以 10,000 m 超 ~ 25,000 m 以内 外 25,000 m 超 ~		803,000	
		\vdash	モ ~ 300 m ² 以内	イ(ウ)d(a)	83,000	大田慎か培加する部がは 左記の金額と同一
		工場等工場等	후 300 ㎡ 超 ~ 1,000 ㎡ 以内		108,000	
			/ 1,000 m 超 ~ 2,000 m 以内		140,000	
			_{2世} 2,000 m 超 ~ 5,000 m 以内		227,000	
			物 5,000 m 超 ~ 10,000 m 以内 1		296,000	
			70 法 25,000 m ² 超 ~ 25,000 m ² 以内 25,000 m ² 超 ~		356,000 418,000	
			モ ~ 300 ㎡ 以内	イ(ウ)d(b)	100,000	
			デ 300 m 超 ~ 1,000 m 以内		135,000	
			ル 1,000 ㎡ 超 ~ 2,000 ㎡ 以内		165,000	
			物 2,000 m 超 ~ 5,000 m 以内		258,000	
			法 5,000 m 超 ~ 10,000 m 以内		331,000	
			以 10,000 m 超 ~ 25,000 m 以内 外 25,000 m 超 ~		396,000 461,000	
_		+ 445 5				L 、由出をする場合は、上記の金額に甲府市建築基進法施行

〇法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合は、上記の金額に甲府市建築基準法施行

考

条例第28条の2及び第28条の3の金額を加算する。 〇建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号) I の第2の2の2-3(2)口に定める算定方法とする場合の手数料は、共用部分の金額の加算は不 要となる。

^{○「}適合証等」とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関若しくは指定確認検査機関(登録住宅性能評価機関の業務を行うものに限る。)が作成した技術的審査適合証、又は設計住宅性能評価書(断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に限る。)の写しをいう。